

平成30年度決算

消費税引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成 26 年 4 月 1 日から、消費税及び地方消費税が 5%から 8%へ引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成 30 年度川上村一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源分) 37,857 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費 175,205 千円

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金（社会保障財源化分）	
高齢者福祉費	175,205	16,982	0	3,944	154,279	37,857